

土木部発注工事における ICT 活用工事 (ICT 作業土工 (床掘)) の試行要領 新旧対照表

現 行	改 定
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要領は、土木部が発注する工事において、「ICT 活用工事 (ICT 作業土工 (床掘))」(以下、「ICT 作業土工 (床掘)」という。)を試行するために、必要な事項を定めたものである。</p> <p>(ICT 活用工事)</p> <p>第 2 条 ICT 作業土工 (床掘) とは、以下に示す施工プロセス (①～⑥) において ICT を活用する工事とする。ICT 作業土工 (床掘) は ICT 土工の関連施工工種として実施することとする。</p> <p>【施工プロセス】</p> <p>① 3 次元起工測量</p> <p>起工測量において、下記 1) ～ 3) の方法により 3 次元測量データを取得するために測量を行うものとする。ただし、ICT 土工の起工測量データ等を活用することができる。</p> <p>1) 空中写真測量 (無人航空機) による起工測量</p> <p>2) 地上型レーザースキャナーによる起工測量</p> <p>3) その他の 3 次元計測技術による起工測量</p> <p>② 3 次元設計データ作成</p> <p>発注図書や①で得られたデータを用いて、ICT 建設機械による施工を行うための 3 次元設計データを作成する。</p> <p>③ ICT 建設機械による施工</p> <p>②で得られた 3 次元設計データまたは施工用に作成した 3 次元データを用いて、下記 1) ～ 2) に示す技術 (ICT 建設機械) により施工を実施する。</p> <p>1) 3 次元マシンコントロール (バックハウ) 技術</p> <p>2) 3 次元マシンガイダンス (バックハウ) 技術</p> <p>④ 3 次元出来形管理資料等の作成</p> <p>ICT 作業土工 (床掘) は対象外</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要領は、土木部が発注する工事において、「ICT 活用工事 (ICT 作業土工 (床掘))」(以下、「ICT 作業土工 (床掘)」という。)を試行するために、必要な事項を定めたものである。</p> <p>(ICT 活用工事)</p> <p>第 2 条 ICT 作業土工 (床掘) とは、以下に示す施工プロセス (①～⑥) において ICT を活用する工事とする。ICT 作業土工 (床掘) は ICT 土工の関連施工工種として実施することとする。</p> <p>【施工プロセス】</p> <p>① 3 次元起工測量</p> <p>起工測量において、下記 1) ～ 3) の方法により 3 次元測量データを取得するために測量を行うものとする。ただし、ICT 土工の起工測量データ等を活用することができる。</p> <p>3) 空中写真測量 (無人航空機) による起工測量</p> <p>4) 地上型レーザースキャナーによる起工測量</p> <p>3) その他の 3 次元計測技術による起工測量</p> <p>② 3 次元設計データ作成</p> <p>発注図書や①で得られたデータを用いて、ICT 建設機械による施工を行うための 3 次元設計データを作成する。</p> <p>③ ICT 建設機械による施工</p> <p>②で得られた 3 次元設計データまたは施工用に作成した 3 次元データを用いて、下記 1) ～ 2) に示す技術 (ICT 建設機械) により施工を実施する。</p> <p>1) 3 次元マシンコントロール (バックハウ) 技術</p> <p>2) 3 次元マシンガイダンス (バックハウ) 技術</p> <p>④ 3 次元出来形管理資料等の作成</p> <p>ICT 作業土工 (床掘) は対象外</p>

土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 作業土工（床掘））の試行要領 新旧対照表

現 行	改 定
<p>⑤出来形確認及び検査 ICT 作業土工（床掘）は対象外</p> <p>⑥納品 ②による 3次元設計データを工事完成図書として納品する。</p> <p>（対象とする工事）</p> <p>第 3 条 ICT 作業土工（床掘）は、ICT 土工発注工事のうち、作業土工（床掘）を含む発注工事を対象とする。</p> <p>2 ICT 土工における関連施工種とするため、ICT 作業土工（床掘）単独での発注及び単独での実施は行わない。</p> <p>（ICT 活用工事の実施手続）</p> <p>第 4 条 ICT 作業土工（床掘）の実施にあたっては、契約後、受注者からの希望があった場合に監督員と協議を行い、協議が整った場合に実施するものとする。</p> <p>（試行対象工事の報告）</p> <p>第 5 条 ICT 作業土工（床掘）を実施する際は、監督員から技術企画課へ連絡することとする。</p> <p>2 技術企画課は、概ね四半期毎に発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。</p> <p>（設計変更）</p> <p>第 6 条 ICT 土工の関連施工種とするため、「土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 土工）の試行要領【発注者指定型】」または「土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 土工）の試行要領【受注者希望型】」による。</p>	<p>⑤出来形確認及び検査 ICT 作業土工（床掘）は対象外</p> <p>⑥納品 ②による 3次元設計データを工事完成図書として納品する。</p> <p>（対象とする工事）</p> <p>第 3 条 ICT 作業土工（床掘）は、ICT 土工発注工事のうち、作業土工（床掘）を含む発注工事を対象とする。</p> <p>2 ICT 土工における関連施工種とするため、ICT 作業土工（床掘）単独での発注及び単独での実施は行わない。</p> <p>（ICT 活用工事の実施手続）</p> <p>第 4 条 ICT 作業土工（床掘）の実施にあたっては、契約後、受注者からの希望があった場合に監督員と協議を行い、協議が整った場合に実施するものとする。</p> <p>（試行対象工事の報告調査）</p> <p>第 5 条 ICT 作業土工（床掘）を実施する際は、監督員から技術企画課へ連絡することとする。</p> <p>2 技術企画課は、概ね四半期毎に必要なに応じて発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。</p> <p>（設計変更）</p> <p>第 6 条 ICT 土工の関連施工種とするため、「土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 土工）の試行要領【発注者指定型】」または「土木部発注工事における ICT 活用工事（ICT 土工）の試行要領【受注者希望型】」による。</p>

土木部発注工事におけるICT活用工事（ICT作業土工（床掘））の試行要領 新旧対照表

現 行	改 定						
<p>(監督・検査)</p> <p>第7条 ICT作業土工（床掘）を実施した場合の対象工種の監督は、国土交通省が定めた表1「ICT作業土工（床掘）に関する基準」により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">表1 ICT作業土工（床掘）に関する基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">施 工</td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">1</td> <td style="padding: 2px;">3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編</td> </tr> </table>	施 工	1	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編	<p>(監督・検査)</p> <p>第7条 ICT作業土工（床掘）を実施した場合の対象工種の監督は、国土交通省が定めた表1「ICT作業土工（床掘）に関する基準」により行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">表1 ICT作業土工（床掘）に関する基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">施 工</td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">1</td> <td style="padding: 2px;">3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編</td> </tr> </table>	施 工	1	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編
施 工	1	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編					
施 工	1	3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編					